

## 裁判官の人事評価に関する意見

裁判官の人事評価に関し、次のとおり意見を述べます。

1. 裁判官を評価するための資料は、その裁判官の能力や仕事振りについて正確に知り得る立場の人から、幅広く意見を収集するべきである。

ア 立会書記官 イ 立合調査官 ウ 個々の事件を担当した弁護士 エ 同検察官

(なお、調停委員も裁判官の評価に関する正確な意見を持ち得る立場にあるので、その意見を求めることが望ましい。)

2. 同僚裁判官は、仕事の内容について必ずしも正確な評価資料を得るわけではないが、評価対象の裁判官の人柄や、仕事に対する熱意、法律的な実力、教養等の一般的な情報を多く持ち得る立場にあるので、その意見を聞くべきである。
3. 評価対象の裁判官本人からも、自己評価をさせたいうえで、その弁明の機会を与えるべきである。
4. 所長についても、その所属する裁判所の裁判官全員の意見を求めるべきである。
5. 裁判官の人事評価は、裁判官の異動、配置するポスト、昇給等に関する重要な資料であり、裁判官の人事は、その資料のみによってなされるべきであって、公表できないような資料は、人事の根拠としてはならない。

以上

平成13年12月21日

岡山家庭裁判所判事 宮本 敦